参考資料:外来種の生態特性

	4 □ <i>b</i>	白 <i>供八七</i>	上白型	毎欠は 4- 台に	<i>ᠰ ╆</i> ᠘,₊+↓₊	₽¢.\$₽K
カダヤシ	カダヤシ	自然分布 北米大陸のミシシッピ川流 域からメキシコ北部まで		繁殖生態 卵ではなく直接仔魚を産む。産仔数:1回に数十匹の稚魚を産み、およそ月1回のペースで産み続ける。1腹の仔魚数100~300。 繁殖期:関東では5~10月頃。低緯度地方ではより長期。	生存的特性 メダカなどに比べて攻撃性が強い。太陽コンパスによって 方向定位するという研究報告もある。 食性:雑食性で落下昆虫や水生昆虫、動植物のプランクト ン。	影響 メダカとの競合、仔魚・稚魚の捕食。
ブルーギル	ブルーギル	北米東部	下流域に生息。			いる可能性がある。
	オオクチバス、ブラックバス		規模なため池から河川中~下流域、 汽水域に至る多様な水域。	らいまでの仔魚は雄親に保護される。 国内では、体長20~23cmの3年魚の抱卵数が17,200~29,500個であることや、1 産卵床あたり約5,000~43,000粒の卵が確認されている。	春から秋にかけては、水草地帯や障害物のある岸辺近くで活発に餌を求めて動き回り、水温が10°C前後になる晩秋には深いところへ移動し、厳寒期には沈木その他の障害物の間で群をなして越冬する。 食性:通常はオイカワ、ヨシノボリ類などの魚類やエビ・ザリガニ類などの甲殻類を主食としその他水生昆虫や水面に落下した陸生昆虫や鳥のヒナまで捕食する。	接的または間接的な影響を及ぼす。
ナイルティラピア (チカダイ)	ナイルティラピア	ガニイカ湖以北のナイル川	淡水域から汽水域まで。 温度選好性:生活水温は16~37℃。 適温範囲は24~32℃。22℃以上で産 卵	繁殖期:水温条件がが良ければ何時でも産卵する。 産仔数:産卵数は160~2,000粒	水温が19℃以上になると雄は縄張りを作り、その中央部にすり鉢状の産卵床を作る。卵は雌が口腔哺育する。 食性:雑食性。稚魚期は動物プランクトンを主に摂取。共食いをする。成長するに従って植物質を多く摂取し、クロレラ、野菜くず、コンフリー等葉緑素が多い植物を摂食する。	在来魚類と競合する可能性がある。 影響を受ける在来生物:在来魚類
カルムチー	カムルチー、ライギョ(雷魚)	アム―ル川系から長江周辺 までの中国大陸及び朝鮮 半島	湖沼や河川の淀みなどの止水域。特に水草帯を好む。 温度選好性:14~22℃	繁殖期:5~8月	空気中の酸素を直接呼吸することができるため、汚れた水や無酸素状態の水域にも生息可能。特に夏季の高水温時には空気呼吸が不可欠。性質は極めて獰猛。冬には水草や泥の中に潜り込み、ほぼ冬眠状態で越冬する。 食性:小型の魚類やカエル類	
ジルティラピア	ジルティラピア	ア。イスラエル、ヨルダン、エ ジプト、アルジェリア、モロッ	海水中でも生息。 温度選好性:ナイルティラピアより低	底質のかたいところを選んで、泥などの堆積物などを除去・清掃して産卵床としたあと、底へ雌は径2mm弱の暗オリーブ色の付着卵を産み付ける。その直後に雄が続いて卵を受精させる。産仔数:約7,000 繁殖期:水温条件が良ければ周年。約50日周期で産卵が可能。		※ヒアリングでは、ナイルティラピアと同様の影響が想定されると意見をいただい

平成26年3月27日

熊本市長 幸 山 政 史 様

熊本市環境審議会 会長 内野 明德

江津湖での特定外来魚等の再放流の禁止について (答申)

平成26年1月29日付け環政発第000581号で諮問のあったことについて、 当審議会では、熊本市環境審議会規則第7条に基づき、「自然環境部会」に付 議し、その検討結果をもとに、慎重に審議を行いました。

その結果、下記のとおり結論を得たので答申します。

記

(1) 再放流を禁止することについて

江津湖は熊本の淡水魚の宝庫であり、特に、二枚貝に産卵するという珍しい 生活史を持つタナゴ類は、熊本県が生息する南限であると言われている中で、 江津湖には過去最大8種類のタナゴが確認された記録がある。しかし、近年は、 3種の確認に留まっている。また、メダカにおいても今回の調査では上江津湖 でのみの確認となっている。さらには、平成25年3月の捕獲調査においても、 外来魚が在来魚を捕食していることも確認された。このようなことから、江津 湖では、外来種による在来種の捕食や競合などにより、生態系の変化が進んで いることが考えられる。

このような状況の中、再放流の禁止については、他都市の事例から、条例制定による釣り人等による駆除等は、行政、漁業者による駆除に加え、市民への外来魚の啓発の意味も含めて、効果的であると考えられる。熊本市においても貴重な江津湖の在来種を守るために、江津湖における駆除を継続して行うとともに、条例化による市民への啓発により、外来種の個体数を減らすよう努めていくことが必要と考える。

(2) 対象区域について

対象区域については、平成17年の環境省・水産庁による「オオクチバス等に係る防除の指針」の防除の優先度が高い水域の考え方に基づき、検討を行い、また、条例制定後の、回収ボックス・イケスなどの費用や回収費の経費が掛かることを考慮した結果、駆除や市民への啓発などの一定の効果が見

込まれる江津湖地域が望ましいとの考えにいたった。

(3) 対象魚について

対象魚については、次のとおりとする。

- ア 「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」により、 生態系等に被害を及ぼすとして定められている特定外来魚(オオクチバス、 ブルーギル、カダヤシ)とする。
- イ 江津湖に関する文献や繁殖状況から、江津湖の生態系に影響を与え、また、影響を与えるおそれがあると思慮される環境省が選定する要注意外来 生物のうち、江津湖で確認された魚類(ティラピア類、カムルチー)とする。

※ティラピア類はナイルティラピア及びジルティラピアとする。

ウ 上記以外の特定外来生物、要注意外来生物、及び江津湖の生態系に影響を 与え、または、与える恐れがある魚類が江津湖で確認された場合は、自然環 境部会で追加指定を協議するものとする。

(4) その他

- ア 条例化にあたっては、市民・事業者へ十分な周知を行ったうえで、実施すること。
- イ 外来魚の生態系の影響については、市民への広報啓発を実施すること。 ウ 条例制定後の外来魚の駆除の効果についても検証を行うこと。